

令和 3 年版

名古屋市
青少年交流プラザ年報

子ども青少年局

目 次

I	目的	1
II	経緯	1
III	施設のあらまし	
1	青少年交流プラザ（本館）	
①	施設概要	2
②	平面図	3
2	青少年宿泊センター（分館）	
①	施設概要	4
②	平面図	5
IV	令和2年度事業基本方針	
1	目標	6
2	事業推進の具体的な方向性	7
V	令和2年度事業報告	
1	人につながる支援	8
2	地域・まちにつながる支援	11
3	地域・まちに働きかける支援	13
4	その他	13
VI	令和2年度利用状況	
1	青少年交流プラザ(本館)	15
2	青少年宿泊センター(分館)	17
VII	参考資料	
1	名古屋市青少年交流プラザ条例	
2	名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則	

I 目 的

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図ることを目的とする。

II 経 緯

平成 15 年に「次世代育成支援対策法」が制定され、地方公共団体の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することとされた。名古屋市においても平成 18 年度から、少年から青年までを次世代育成の対象と位置づけ、次世代育成を総合的かつ機動的に進めるための新局として「子ども青少年局」が新設された。青年の家（北・瑞穂・熱田・中村）及び宿泊青年の家の所管も教育委員会から子ども青少年局へと移された。

また、「名古屋市次世代育成行動計画（なごや 子ども・子育てわくわくプラン）」が策定され、「青少年交流プラザ」の開設もプランに位置付けられた。

こうした中、平成 11 年度に「名古屋市青年の家運営審議会」から答申を受けて以来、進めてきた都市型青年の家の統廃合（北・瑞穂・熱田・中村青年の家の廃館）が平成 18 年度をもって終了し、平成 19 年度に北青年の家の跡地に青少年の自立支援を含めた青少年のための総合的な施設として「青少年交流プラザ」が開設された。

平成 21 年度からは、「宿泊青年の家」を「青少年宿泊センター」に名称変更し、青少年交流プラザの分館と位置付けるとともに、同センターに指定管理者制度を導入した。また、平成 26 年度からは分館を活用した事業も含め本館である「青少年交流プラザ」にも指定管理者制度を導入した。

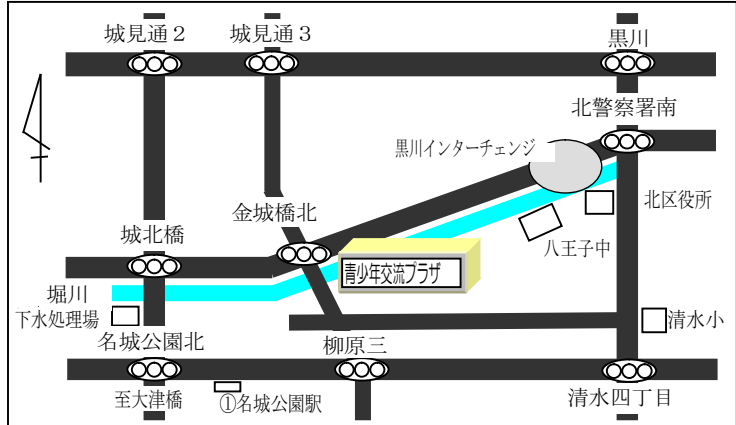
また、青少年交流プラザで実施する事業を総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年度末の本館及び分館の指定管理期間の終了に合わせ、本館と分館の一体的な管理運営を行う指定管理者の公募及び選定を平成 28 年度に実施した。

平成 29 年度からは、施設運営にあたって特に推進していく事項として、（１）青少年の交流の拠点、（２）青少年の情報発信拠点、（３）本館・分館の一体的・総合的な事業の推進、（４）青少年の育成・支援の循環、（５）青少年の力をあらゆる場面で活かした運営、という 5 つの方向性を示し、青少年の居場所として人や情報が多く集まり、青少年が様々な学びや経験を得てあらゆる場面で力を発揮できるよう、本館と分館の一体的・総合的な運営を開始した。

Ⅲ 施設のあらまし

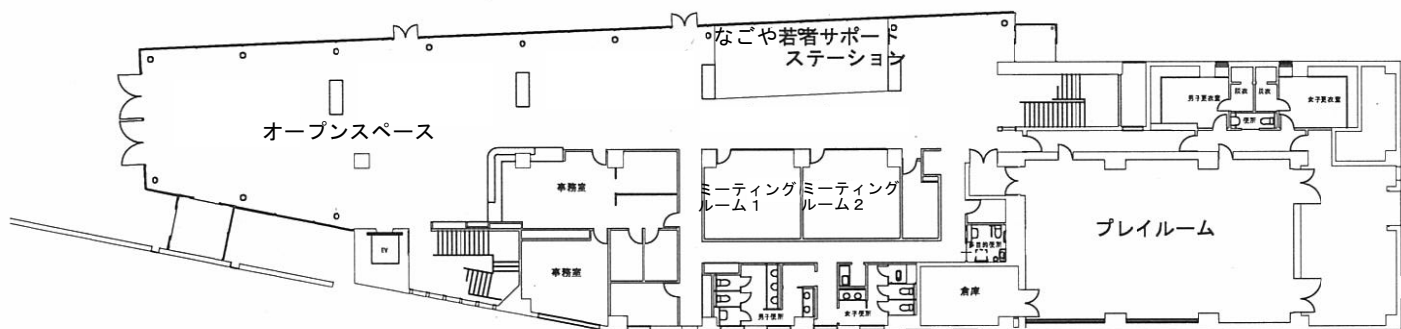
1 青少年交流プラザ（本館）

① 施設概要

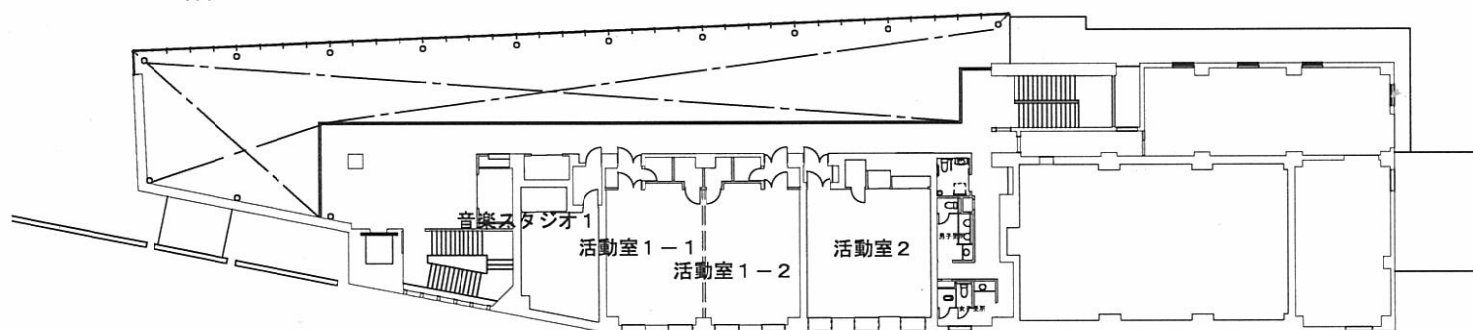
名称	名古屋市青少年交流プラザ（愛称：ユースクエア）					
所在地	〒462-0845 名古屋市北区柳原三丁目6番8号					
電話・FAX番号	（052）991－8440・（052）991－8441					
メールアドレス	yousquare758@zm.commufa.jp					
ホームページ	www.yousquare.city.nagoya.jp/					
開館年月日	平成19年7月7日					
開館時間	9：00～21：30（有料施設の利用は9：30～21：30）					
休館日	毎週月曜日（月曜日が休日の場合は、その週の最初の平日、小中学校の夏休み期間は臨時開館あり） 12月29日～翌年1月3日					
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建					
敷地面積	2,912.17㎡					
建物延面積	2,294.97㎡					
総工費	873,434千円					
施設内容 （部屋名・面積・定員）	階	部屋名	面積	定員	その他施設	
	1階	ミーティングルーム1	31.19㎡	16人		
		ミーティングルーム2	31.19㎡	16人		
		プレイルーム	169.81㎡	120人	更衣室・シャワー室	
	2階	音楽スタジオ1	34.78㎡	10人		
		活動室1	区画する場合	48.89㎡	15人	更衣室
			区画しない場合	97.78㎡	30人	更衣室
		活動室2	65.68㎡	20人	更衣室	
	3階	音楽スタジオ2	34.78㎡	10人		
		活動室3	区画する場合	48.89㎡	15人	更衣室
			区画しない場合	97.78㎡	30人	更衣室
		活動室4	65.68㎡	20人	更衣室	
その他の施設	1階 オープンスペース		なごや若者サポートステーション			
	駐車場		31台（身障者用1台含む）			
付属設備	プレイルーム	舞台・照明・音響設備一式、ピアノ、キーボード等				
	音楽スタジオ	ドラムセット、アンプ、キーボード、マイク等				
付近図					最寄り駅 地下鉄「名城公園」下車 ①番出口北東へ 約500メートル	

平 面 図

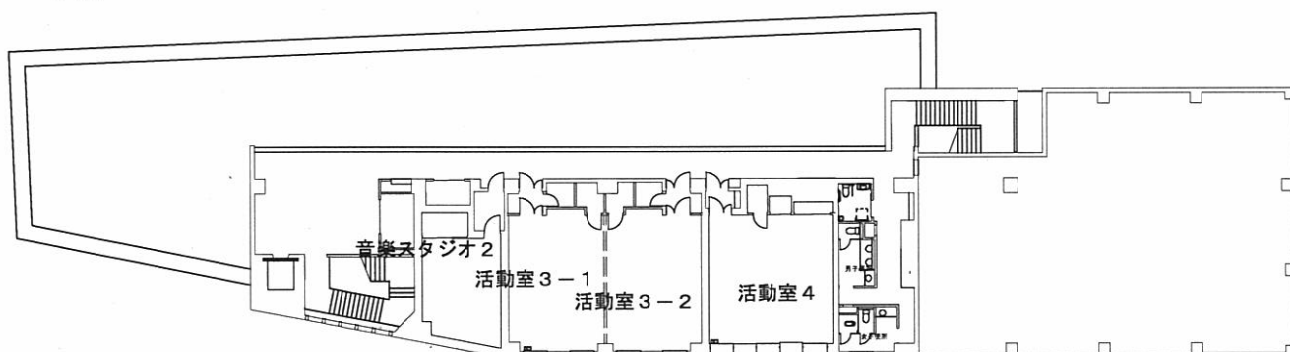
1 階



2 階



3 階



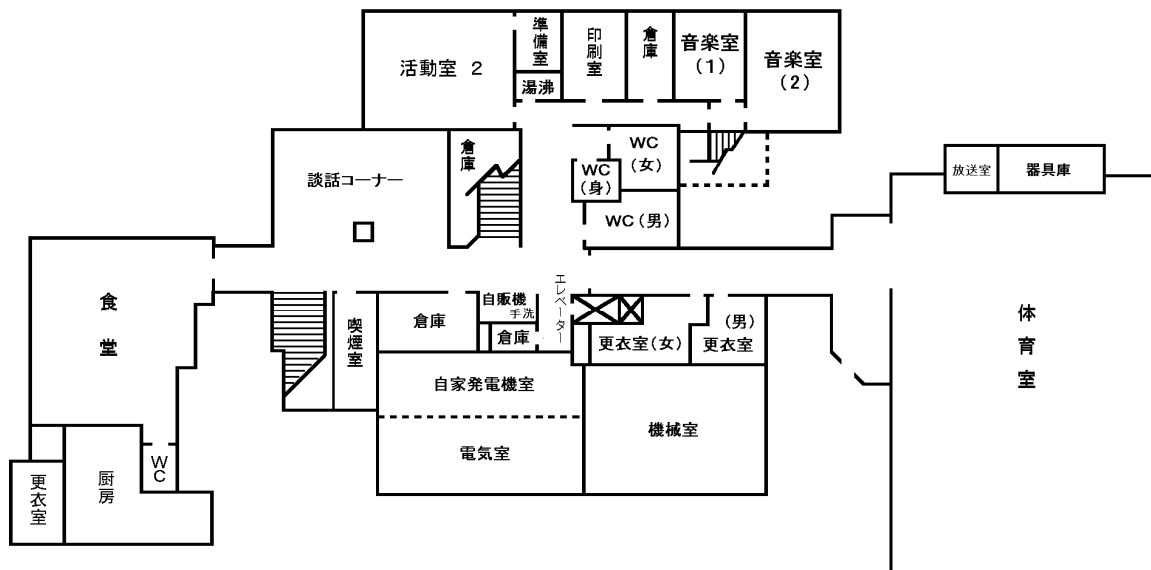
2 青少年宿泊センター（分館）

① 施設概要

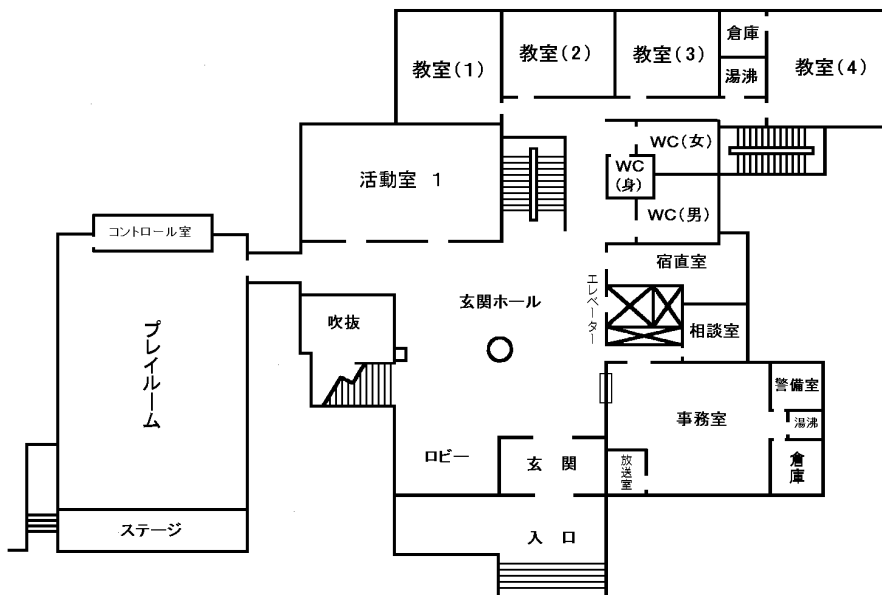
名称	名古屋市青少年宿泊センター									
所在地	〒459-8001 名古屋市緑区大高町字蝮池4番地の6									
電話・FAX番号	(052) 624-4401・(052) 624-4403									
メールアドレス	shukusen@mc.ccnw.ne.jp									
ホームページ	https://shukusen.youth-nagoya.jp									
開館年月日	平成21年4月1日(宿泊青年の家としては、昭和58年6月5日)									
開館時間	9:00～21:00 ただし、宿泊室利用は16:30～翌日の9:00									
休館日	月曜日(休日は除く)、休日の翌日(土・日・休日は除く)、 12月29日～翌年1月3日 ※原則として小中学校の夏休み、冬休み(12月29日～翌年1月3日は除く)、春休みは無休で開館									
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建									
敷地面積	5,301.23㎡									
建物延面積	3,430.07㎡									
総工費	971,986千円									
施設内容(部屋名・面積・定員)	階	部屋名	面積	定員	階	部屋名	面積	定員		
	1階	活動室2	70.38㎡	30人	3階	大浴室	51.06㎡			
		音楽室1	26.87㎡	12人		小浴室	29.64㎡			
		音楽室2	38.47㎡	15人		宿泊室	301(洋室)	41.53㎡	6人	
		談話コーナー	72.77㎡				302(洋室)	26.61㎡	6人	
		印刷室	16.82㎡				303(洋室)	26.61㎡	6人	
		更衣室(2室)	44.08㎡				304(和室)	12.5畳	6人	
		体育室	567.25㎡	500人			305(和室)	12.5畳	6人	
		食堂	86.32㎡	60人			306(和室)	42畳	20人	
	2階	教室1	37.73㎡	24人	4階	401(和室)	6畳	3人		
		教室2	26.61㎡	14人		402(〃)	6畳	3人		
		教室3	26.61㎡	14人		403(〃)	12.5畳	6人		
		教室4	52.56㎡	36人		404(〃)	12.5畳	6人		
		活動室1	80.19㎡	30人		405(〃)	12.5畳	6人		
		プレイルーム	187.20㎡	120人		406(〃)	12.5畳	6人		
		相談室	13.14㎡			407(〃)	21畳	10人		
		玄関・ロビー等	337.59㎡			408.9(〃)	42畳	20人		
					410(〃)	21畳	10人			
					—	宿泊室全体定員			120人	
駐車場				30台 (身障者用1台含む)						
付属設備	音楽室2	グランドピアノ								
	プレイルーム	アップライトピアノ								
付近図										
最寄り駅 JR「南大高」下車 東口より北東へ 約800メートル										

名古屋市青少年宿泊センター平面図

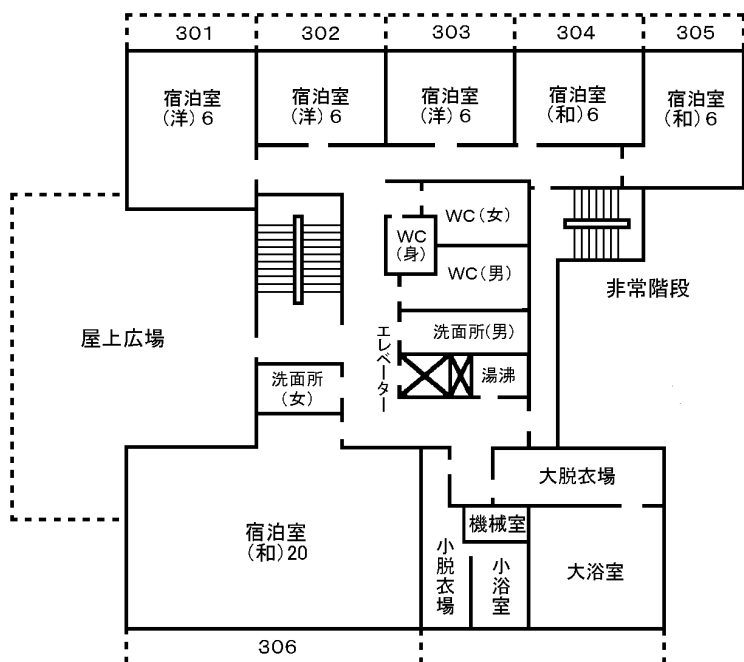
1 F



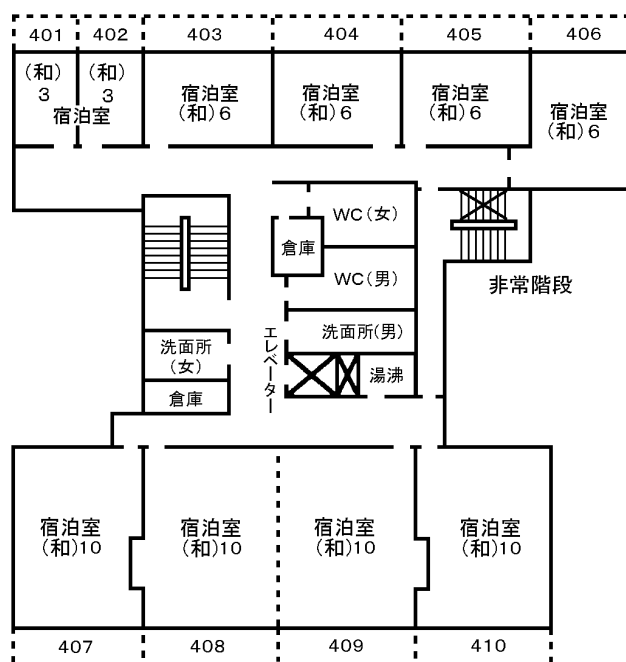
2 F



3 F



4 F



IV 令和2年度事業基本方針

1 目標

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、社会参加、世代間交流等の多様な体験・交流を取り入れた事業を行うことを通して、地域やまちで活躍する青少年の育成を目指した事業を展開する。

2 事業推進の具体的な方向性

一層目の「人につながる支援」、二層目の「地域・まちにつながる支援」、三層目の「地域・まちに働きかける支援」、という三層にわたる支援を具体的に展開し、青少年が社会的に自立するために発達段階に応じた切れ目のない連続的、重層的な支援を進める。

(1) 一層目：人につながる支援

青少年が他者との関わりの中で受け止められ、安心して過ごすことができ、活動できるよう支援する。

① 青少年の居場所づくり

青少年が気軽に立ち寄り安全に安心して過ごすことができるよう、居場所としての環境整備や児童館における「中高生居場所づくり事業」等との連携を図る。

また、一定期間オープンスペースの管理を青少年に委託し、青少年による居場所づくりを行うことで、自主性や社会性等を育むとともに魅力的な施設づくりを目指す。

② 人につながるワークショップ

個々の青少年が自己を認め大切にし、他者とのかかわりの中で自信を持って生きていくことができるよう支援する。

青少年が自己や他者を理解したり、コミュニケーション力をつけたりして、人とつながる素地を作るための支援をする。

③ 若年者自立支援事業

若者が就労に必要な能力を身につけることを支援する。

青少年が他者と関わりながら様々な体験や活動をすることで、自立することを支援する。

(2) 二層目：地域・まちにつながる支援

青少年が地域やまちに接点を持ち、地域やまちの取り組みに参加することを支援する。

① 青少年育成サポーターの養成

プラザが実施する事業に関わる中で、地域やまちにつながり、地域やまちの取り組みに貢献する青少年育成サポーターを養成する。

② プラザ事業への参加・参画事業

青少年の社会参加体験活動や青少年相互の交流、青少年と他の世代との交流などのプラザ事業を、青少年が主体的に企画運営することを通して、地域やまちとつながりながら参加・参画できる機会を提供する。

③ 地域活動への参加・参画事業

青少年の力や活動を生かして、地域や商店街等の事業や取り組みに関わり、参加・参画することで、他世代との交流を図り、地域活動やまちづくりに貢献することを支援する。

(3) 三層目：地域・まちに働きかける支援

青少年が主体的に参画したり、地域やまちに対する意見を表明したりすることを支援する。

① 課題発見・参画ワークショップ

青少年が地域やまちの一員として、よりよい社会形成に向けた課題解決や提案をするなど主体的な参画を促す。

② 青少年の自主活動推進事業

青少年の自主的な活動を支援するとともに、地域活動やまちづくりに貢献することを支援する。

(4) その他

① 広報・情報事業

青少年交流プラザの情報や青少年の活動の様子を発信する。

青少年に関する情報を収集・提供し相談に応じる。

プラザの事業を展開する上で必要となる青少年の課題やニーズ等を把握する。

② 各種団体・施設等との連携

青少年への三層支援において、児童館を始めとした各種施設や団体等と連携・協働する。

青少年育成に関する研修会を企画、実施する。

I 人につながる支援【一層目】

1 青少年の居場所づくり

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
居場所としての環境整備	通年	サッカーゲームを始めとしたゲーム類の設置 (新型コロナウイルス感染防止対策のため貸出し中止)	0				
YYP(ユースカフェ やろまいプロジェクトチーム)	1月16日(土) 1月30日(土) 2月13日(土) 2月20日(土) 3月6日(土) 3月20日(土)	実際に軽食等を販売する事業に携わることを通して、居場所提供や職業観等の涵養、経験を活かし新たな参加者への還元等を旨とする。	6	0	24	2	26
ぼくらのサードプレイス	8月23日(日) 9月27日(日) 10月25日(日) 11月22日(日) 1月24日(日) 2月28日(日)	コミュニケーションに不安があったり、仲間作りがなかなかできない人たちが定期的に集う場を設ける。	6	7	12	9	28
ユースマイスター認定制度(ギターやってみよマイ☆スター講座)	10月13日(火) ～3月23日(火) (原則第2・4火曜)	学びを通し、上達することの楽しさ、奥深さを体感する。また、集まったメンバーとの交流で他者理解涵養の機会とする。	12	0	59	0	59
なんでもTRY at ユーススクエア	6月9日(火) 7月7日(水) 8月4日(火) 9月1日(火) 10月2日(金) 10月28日(水) 11月17日(火) 12月25日(金) 2月25日(木) 3月25日(木)	若者の「やってみたいこと」「共有したいこと」をサポートし、その後ユーススクエアを拠点とした自主活動へと促す。	10	10	54	0	64
計			34	17	149	11	177

2 人につながるワークショップ

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
ナゴヤココカラキャンプ	11月28日(土) 11月29日(日) 12月27日(月)	やりたいことが分からない、といった若者に対し、講師の指導により自らの計画を作成・実施することを通して、主体性や当事者意識等を育む。	3	3	14	0	17
計			3	3	14	0	17

3 若年者自立支援事業

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
ユースク メンテナンス隊	6月～3月	若者が実際に館内の清掃業務を行うことで、社会人としてのマナーをはじめ、業務遂行に必要な能力を養う場とする。	10	0	165	0	165
はじめてのWEB基礎講座&子ども講座講師養成	8月23日(日) 8月30日(日) 9月6日(日) 9月13日(日) 9月20日(日) 9月27日(日) 10月4日(日) 10月11日(日) 11月15日(日) 11月29日(日) 12月13日(日) 12月27日(日) 1月10日(日) 2月14日(日) 2月21日(日) 2月28日(日)	15歳(中学生を除く)～34歳を参加対象。前期はインターネットの仕組みとWEBサイトを構築するための基礎を学び、後期は前期での学びをもとに子ども講座の講師を目指す。	16	16	83	0	99
レスキューロボット 工作&防災体験	9月13日(日)	愛知工業大学の協力のもと、レスキューロボット工作を行い、ものづくりへの興味を深める。港防災センターによる防災教室を開催。	1	12	17	0	29
冒険キャンプ2020	9月27日(日)	青少年宿泊センターにおいて日帰りでレクリエーションを楽しむ。安全で親しみやすい自然体験、生活体験等を通して、自然とふれあえる時間、自由でゆとりあるあそびの時間を提供。	1	1	7	0	8
ライフ・イベント・コストゲームワーク ショップ	9月29日(火) 10月6日(火)	中央高校にて開催。高校生に将来の働き方による収入格差や社会保険制度等の理解を促し、青少年の仕事理解、キャリア・パースペクティブの涵養を支援する。	2	0	34	0	34
ハタラクをかんがえる ワークショップ	10月10日(土)	就職活動を控えている、あるいは未就業・就職して間もない等の青少年に向けて、講師による講話やグループ討議等を行い、自分なりの社会適応のヒント・見通しを得てもらう。	1	0	7	0	7
秋のプログラミング 体験	10月17日(土)	青少年宿泊センターにて、小中学生にもわかりやすく作られたプログラム言語等を使って共同してプログラミング的思考について理解する。	1	6	11	0	17
なかまといっしょに チャレンジキャンプ	10月18日(日)	青少年宿泊センターにて、日帰りでキャンプ技術の習得や、自然に対するの関心を持つきっかけづくりなどめざす。集団行動を通じて参加者の自主性や仲間作りを促進する。	1	6	9	0	15
めざせ昆虫博士	12月6日(月)	小学5年生～中学2年生を参加対象。日帰りで宿泊センター敷地内で講師の案内により自然の中の昆虫にふれあい、参加者全員で交流を深める。	1	1	6	0	7

冬の☆天文ゼミ ナール！（日帰り）	1月23日（土）	小中学生対象。日帰りで分館にて本市科学館学芸員はじめ各天文ボランティアの案内により、天体望遠鏡を自作しての天体観測等を体験し、将来の職業選択や趣味・楽しみの発見の一助とする。	1	6	5	5	16
子どもWEBプログラミング講座	2月14日（日） 2月21日（日） 2月28日（日）	小学5・6年生、中学1・2年生を対象に、インターネットやWEBサイトのしくみの基礎を学び、簡単なウェブサイトを作ってみることで、プログラミング的思考教育の一助とする。	3	12	29	0	41
マジパンづくりに挑戦！	2月7日（日）	小中学生を対象に、大学講師による指導で、手作りの楽しさ、また職業としての側面を学び、誰かのために料理（お菓子作り）をすることで、相手を思いやる気もちやソーシャルスキルを育む。	1	3	8	0	11
仕事×出会い×若者＝天職発見フェア	2月27日（土）	当館を会場に、若者支援に積極的な企業の担当者と直接コミュニケーション出来る場を提供し、就職相談、衣服や姿勢についても学べる内容等も併設したフェア。	1	3	40	0	43
計			40	66	421	5	492

Ⅱ 地域・まちにつながる支援

1 青少年育成サポーターの養成

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
音響・照明の操作を学ぼう	8月8日(土) 8月9日(日) 10月25日(日) 11月8日(日)	実際の舞台発表を撮影することを通して音響・照明・カメラ等の操作を学び、ユースクエアのイベントに貢献する青少年育成サポーターを養成する。	4	12	43	0	55
プレイワーカー入門講座 online	10月11日(日) 11月1日(日)	プラザ事業に関わる中で地域やまちの取組みに貢献する青少年育成サポーターを養成する。	2	11	82	4	97
計			6	23	125	4	152

2 プラザ事業への参加・参画

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
ユースクエア企画委員会	7月8日(木) ～3月24日(水) (原則第2・4水曜)	ユースクエアで実施する小学生向けイベント、青年向けイベントの企画・運営や青少年交流プラザのPRを行う。	18	184	8	0	192
ユースクエアプレ企画委員会	7月17日(金) ～3月26日(金) (毎月2回程度)	ユースクエアで実施する小学生向けイベント、青年向けイベントの企画・運営や青少年交流プラザのPRを行う。	18	53	0	0	53
U20イベント PRODUCE	6月17日(水) ～3月17日(水) (原則第3水曜)	メンバーを20歳以下とすることで、中高生世代に対応したユースクエアの事業を企画・実施するための会議を半年かけて行う。	20	114	0	0	114
ユーステイで最高のクリスマスを！	12月20日(月)	U20で企画した、日帰りで宿泊センター内で行う謎解き脱出ゲーム。小学生以上、中学生以上の2部に分け、グループで仲間同士の交流を深める。	1	9	59	0	68
ユースクエアまるごとフェスティバル	小学生向け 3月7日(日) 若者向け 3月21日(日)	施設全体を貸切にして、企画委員会主体で企画した体験型イベントを通して、子どもたちの成長に大きな役割を果たす体験活動の場を提供し、彼らの気づきや学び、成長を促していく機会とする。	2	44	85	7	136
Hopeful Fes準備会	12月2日(木) 12月19日(日) 12月20日(月) 1月5日(火) 1月9日(土) 1月29日(金)	音響照明講習会に参加し学んできた高校生や、パフォーマンスを発表したい高校生が、Hopeful Fesに向けてリハーサルや練習、準備に携わることでスキルアップを図るとともに、責任感、達成感、チームワーク感覚などを育む。	6	28	183	0	211

Hopeful Fes	1月30日(土) 3月21日(日)	音響照明講習会に参加し学んで来た高校生やパフォーマンスを発表したい高校生に、成果を発揮する場を提供するもの。北文化小劇場【1/30】・ユースクエア【3/21】において、実際にイベントに携わることで達成感やチームワーク感覚などを育む。	2	16	94	20	130
計			67	448	429	27	904

3 地域活動への参加・参画

派遣事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
大曽根朝市(8月)	8月8日(土)	大曽根商店街へボランティアスタッフ派遣	1	3	0	300	303
名古屋城夏のおもてなし	8月1日(土) ～8月16日(日)	名古屋城イベント来場者の受付・接客等ボランティアスタッフの派遣	1	10	0	0	10
北区民向けトークセッションの収録	9月7日(月)	地域活動への参加・参画	1	1	0	11	12
産×官×学×民 みんなで公園を考える	12月18日(土)	オンラインフォーラムとして、名城公園フラワープラザを会場にそれぞれの立場のパネラーが会談を行い、ボランティアはその会場設営・配信環境整備を手伝う。	1	2	0	276	278
計			4	16	0	587	603

Ⅲ 地域・まちに働きかける支援

1 課題・発見参画ワークショップ

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
未来デザイン・ファシリテーター実践講座	10月31日(土) 11月7日(土) 11月14日(土) 11月21日(土)	地域・まちに変化を起こすための対話の場を仕掛け、イノベーションを促進するファシリテーターを養成する。	4	0	43	4	47
サステナまち計画2020	11月15日(日) 12月12日(日)	若者と地元企業が立場を越えて、問題解決のためのアイデアを出し合い、持続可能な未来について考えるワークショップ。	2	7	40	72	119
計			6	7	83	76	166

2 青少年の自主活動推進事業

事業名	実施日	概要	回数	企画・運営 青少年	参加・活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
教えて！あなたの地元の魅力！～コロナに負けないで～	11月10日(火) 11月27日(金) 12月6日(月)	オンラインで開催。15歳(中学生を除く)～34歳対象。自分が暮らしたまちの魅力を語り合うとともに、自分の地域や他の地域の良さに気づく。	3	9	7	0	16
計			3	9	7	0	16

Ⅳ その他

1 各種団体・施設等との連携

4月30日(木) ユースワーカー協議会(国内5団体・オンライン開催)
 5月4日(月) ユースワーカー協議会(オンライン会議)
 5月12日(火) ユースワーカー協議会(オンライン会議)
 6月18日(木) 区政推進会議(北区役所 他)
 6月23日(火) 区政推進会議(緑区役所 他)
 7月4日(土) ユースワーカー協議会(オンラインフォーラム・役員会)
 7月16日(木) 区政推進会議(北区)
 7月28日(火) 区政推進会議(緑区役所 他)
 7月28日(火) ユースワーカー協議会(オンライン事業)
 9月8日(火) ユースワーカー協議会(役員会)
 9月25日(金) ユースワーカー協議会(オンライン事業)
 9月27日(日) 名古屋市緑児童館・県営大高緑地管理事務所「冒険キャンプ2020」講師派遣
 9月29日(火) 区政推進会議(緑区役所 他)
 10月18日(日) 愛知キャンプカウンセラー協会(ACCA)「なかまといっしょにチャレンジキャンプ」講師派遣
 10月22日(木) 区政推進会議(北区役所 他)
 10月27日(火) 区政推進会議(緑区役所 他)
 11月19日(木) 区政推進会議(北区役所 他)
 12月1日(火) ユースワーカー協議会(オンライン会議)
 12月14日(月) ユースワーカー協議会(オンライン事業・役員会)
 12月17日(木) 区政推進会議(北区役所 他)
 12月22日(火) 区政推進会議(緑区役所 他)
 12月22日(火) ユースワーカー協議会(オンライン事業)
 12月23日(水) ユースワーカー協議会(オンライン会議)
 1月15日(金) ユースワーカー協議会(オンライン会議)
 1月16日(土) ユースワーカー協議会(オンライン会議)
 1月26日(火) ユースワーカー協議会(オンライン事業)
 令和3年2月 区政推進会議(北区役所 他・書面参加)
 2月12日(金) ユースワーカー協議会(オンライン会議)
 2月18日(木) ユースワーカー協議会(オンライン会議)
 3月18日(木) 区政推進会議(北区役所 他)
 3月21日(日) 北文化小劇場(イベント共催)

2 広報・情報事業

4月

施設ガイドブック2020	約	10,000	部
小中学生向けお泊りイベント案内(前期)	約	4,500	部
R2何でもトライ チラシ	約	1,900	部

5月

ユースクメンテナンステーム 募集案内	約	40	部
はじめてのWEBサイト基礎講座 募集案内	約	130	部

6月

U-15しごと体験メッセ特設サイト案内ちらし	約	8,000	部
企画委員会メンバー募集ちらし	約	3,375	部
U20イベントPRODUCE(前期)ちらし	約	6,000	部
レスキューロボット工作&防災体験チラシ	約	4,000	部

7月

ハタラクをかんがえるワークショップ チラシ	約	4,000	部
秋のプログラミング体験 チラシ	約	4,000	部
ぼくらのサードプレイス(第1期) チラシ	約	1,400	部

8月

令和2年度 未来デザインファシリテーター実践講座 チラシ	約	3,500	部
冒険キャンプ2020 チラシ	約	2,000	部
小中学生お泊りイベント案内(後期)	約	4,500	部

9月

ギターやってみよまいスター講座(後期) チラシ	約	100	部
あそび場を語ろうプレイワーカー チラシ	約	1,300	部
なかまといっしょにチャレンジキャンプ	約	2,500	部

10月

ぼくらのサードプレイス(第2期)チラシ	約	2,000	部
音響・照明の操作を学ぼうチラシ	約	1,850	部
Hopeful Fes 2021 チラシ	約	1,000	部
めざせ昆虫博士	約	3,000	部

11月

サステナまち計画2020 チラシ	約	5,500	部
冬の☆天文ゼミナール チラシ	約	6,000	部
ナゴヤココカラキャンプ チラシ	約	3,500	部

12月

R2年度 天職発見フェア チラシ	約	3,000	部
------------------	---	-------	---

2月

まるごとフェスティバル(あかりんと秘密のレシピ本) チラシ	約	5,500	部
まるごとフェスティバル(ユースクエア学園 Sakura Fes.) チラシ	約	6,500	部

VI 令和2年度利用状況

1 青少年交流プラザ（本館）

（１） 開所日数 259日

（２） 部屋利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
青少年	4,229	65.9%	24,181	66.0%	56.1%
一般	1,292	20.1%	7,392	20.2%	
主催事業等	896	14.0%	5,047	13.8%	
合計	6,417	100.0%	36,620	100.0%	

（３） オープンスペース利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
利用者	—	—	27,685	—	—

（４） 時間帯別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
午前	1,472	22.9%	9,101	24.9%	55.4%
午後	1,674	26.1%	9,122	24.9%	54.7%
夕方	1,617	25.2%	8,980	24.5%	52.8%
夜間	1,654	25.8%	9,417	25.7%	62.3%
合計	6,417	100.0%	36,620	100.0%	56.1%

（５） 曜日別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
平日	3,576	55.7%	19,635	53.6%	50.5%
土曜日	1,241	19.3%	7,036	19.2%	69.3%
日曜日	1,233	19.2%	7,684	21.0%	68.8%
祝日	272	4.2%	1,752	4.8%	54.8%
自主開館日	95	1.5%	513	1.4%	34.9%
合計	6,417	100.0%	36,620	100.0%	56.1%

（６） 部屋別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
活動室１・３	2,655	41.4%	13,698	37.4%	64.8%
活動室２・４	1,317	20.5%	8,190	22.4%	64.3%
ミーティングルーム１・２	919	14.3%	4,509	12.3%	50.1%
プレイルーム	436	6.8%	7,012	19.1%	4.3%
音楽スタジオ１・２	1,090	17.0%	3,211	8.8%	44.7%
合計	6,417	100.0%	36,620	100.0%	56.1%

(7) 青少年団体登録状況

(単位：団体)

種類		青年団体	少年団体	青少年団体	合計
音楽	バンド	20	2	1	23
	吹奏楽	7		2	9
	合唱	1			1
	管弦楽	2		1	3
	太鼓	10	1	6	17
	ギター				0
	その他	12		2	14
ダンス		75	5	26	106
バトン		1			1
演劇		64	6	2	72
国際交流				1	1
手話				1	1
話し方					0
キャンプカウンセラー		2			2
ヨガ					0
福祉				2	2
その他		14	3	1	18
合計		208	17	45	270

(8) 青少年育成サポーター登録状況

	人数
登録人数	125

(9) 月別利用状況

① 部屋利用

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
開所日数		日	0	0	25	28	28	27	27	26	24	25	24	25	259
全館事業除く		日	0	0	25	28	28	27	27	26	24	25	23	23	256
青少年	件	0	0	171	307	441	490	461	481	474	437	440	527	4,229	
	人	0	0	1,362	1,688	2,202	2,436	2,488	3,239	2,651	2,217	2,521	3,377	24,181	
一般	件	0	0	59	93	112	167	191	179	127	143	107	114	1,292	
	人	0	0	424	645	603	930	1,132	992	822	738	545	561	7,392	
主催事業等	件	0	0	39	44	71	73	145	95	111	111	85	122	896	
	人	0	0	194	240	466	464	882	476	696	641	509	479	5,047	
合計	件	0	0	269	444	624	730	797	755	712	691	632	763	6,417	
	人	0	0	1,980	2,573	3,271	3,830	4,502	4,707	4,169	3,596	3,575	4,417	36,620	
利用率		%	0.0%	0.0%	33.6%	49.6%	46.4%	56.3%	61.5%	60.5%	61.8%	57.6%	57.2%	69.1%	56.1%

② オープンスペース利用

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者	人	0	0	1,669	3,452	3,161	2,291	3,399	4,343	2,701	2,643	2,793	1,233	27,685

2 青少年宿泊センター（分館）

（１） 宿泊使用

① 利用率等

開館日数(日)	宿泊日数(日)	宿泊室数(室)	宿泊率(%)	利用率(%)
257	61	336	23.7%	8.7%

* 宿泊率=宿泊日数／開館日数（%）

* 利用率=宿泊室数／開館日数×15室（%）

② 宿泊団体数

1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計	延べ数(件数)
45	10	0	0	55	65

③ 世代別宿泊人数

区 分		宿泊人数		比率(%)
青少年	就学前	47	960	82.8%
	小学生	325		
	中学生	318		
	高校生	186		
	～29歳	84		
一 般		200		17.2%
合 計		1,160		100%

（２） 宿泊団体種別状況

区 分	件数	宿泊人数
保育園等	2	46
少年団体	33	622
青年団体	4	50
中学・高校等	11	171
短大・大学等	0	0
一般・事業所	4	116
家族・その他	11	155
合 計	65	1,160

（３） 宿泊団体目的別状況

区 分	件数	宿泊人数
スポーツ	26	402
音楽・合唱	3	49
演劇・ダンス	8	203
学習・研修	15	370
保育・子育て	2	46
学童・子ども会等	1	15
親睦・その他	10	75
合 計	65	1,160

(4) 研修室使用

区 分		件数	利用人数	比率(%)	
宿泊使用	青少年団体	379	6,762	24.6%	24.9%
	一般団体	3	72	0.3%	
	小計	382	6,834		
日帰り使用	青少年団体	558	9,536	34.7%	75.1%
	一般団体	1,173	11,078	40.4%	
	小計	1,731	20,614		
合 計	青少年団体	937	16,298	59.4%	100%
	一般団体	1,176	11,150	40.6%	
	合計	2,113	27,448		

(5) 研修室別利用内容

区 分	件数	利用人数			利用率(%)
		青少年団体	一般団体	合計	
教室1	165	444	696	1,140	21.4%
教室2	145	204	533	737	18.8%
教室3	114	155	412	567	14.8%
教室4	134	500	680	1,180	17.4%
プレイルーム	297	2,887	2,414	5,301	38.5%
活動室1	319	1,220	1,362	2,582	41.4%
活動室2	190	816	808	1,624	24.6%
音楽室1	51	44	139	183	8.3%
音楽室2	0	0	0	0	0.0%
体育室	653	9,232	3,862	13,094	84.7%
和室	12	0	222	222	
野外炊飯施設	33	796	22	818	
合計	2,113	16,298	11,150	27,448	30.5%

*利用率=件数／開所日数×3(午前・午後・夜間) (%) …和室・野外施設利用を除く

(6) 研修室利用時間区分別

区 分	午前		午後		夜間		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
青少年団体	292	5,130	317	5,531	328	5,637	937	16,298
一般団体	458	3,968	443	4,111	275	3,071	1,176	11,150
合計	750	9,098	760	9,642	603	8,708	2,113	27,448

○名古屋市青少年交流プラザ条例

平成18年12月27日

条例第80号

改正 平成20年条例第42号

平成21年条例第66号

平成25年条例第25号

平成28年条例第36号

(設置)

第1条 社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、次のように青少年交流プラザを設置する。

名称 名古屋市青少年交流プラザ

位置 名古屋市北区柳原三丁目6番8号

2 名古屋市青少年交流プラザに、次のように分館を置く。

名称 名古屋市青少年宿泊センター

位置 名古屋市緑区大高町字蝮池4番地の6

(事業)

第2条 名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の社会参加体験活動その他の体験活動の促進
- (2) 青少年の社会参加活動の促進のための青少年ボランティアの養成及びそのボランティア活動の支援
- (3) 青少年相互の交流及び青少年と他の世代との交流の促進
- (4) 青少年の自立支援に関する事業
- (5) 青少年に関する情報の収集及び提供並びに相談
- (6) 青少年に関する各種の団体、施設等との連携
- (7) 青少年に関する調査研究
- (8) プラザの施設の供用
- (9) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 プラザの別表第1に掲げる施設（以下「プラザの施設」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。

(2) 管理上の支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、プラザの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第4条 プラザの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 プラザの駐車場を使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可された使用目的に違反したとき。

(3) 使用の許可の条件に違反したとき。

(4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれがあるとき。

(5) 工事その他のプラザの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備の設置)

第8条 使用者は、プラザの施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 特別の設備を設け、若しくは原状の変更をした使用者が使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに特別の設備を撤去し、かつ、プラザの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長は、プラザの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 プラザの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、プラザの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、プラザの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のプラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) プラザの施設の使用の許可に関する事。
- (3) プラザの施設の使用料の徴収に関する事。
- (4) プラザの維持管理及び修繕（原形を變ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事。
- (5) その他市長が定める業務
（委任）

第15条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成19年規則第84号で平成19年7月7日から施行。ただし、附則第2項の規定の施行期日は、平成19年6月1日から施行）

- 2 この条例の規定に基づく許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例（以下「新条例」という。）第12条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（名古屋市青年の家条例の廃止）

- 3 名古屋市青年の家条例（昭和45年名古屋市条例第32号）は、廃止する。

（名古屋市青年の家条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第3条第1項の規定により青年の家の施設の使用の許可を受けている者又は青年の家の施設の使用の許可を申請し、受理されている者は、新条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可を受けた者又はプラザの施設の使用の許可を申請し、受理された者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に前項の規定により許可を受けた者及び受理された者とみなされた者の使用料の額については、新条例別表第1の規定を適用する。
- 6 この条例の施行の日の前日において名古屋市青年の家運営審議会の委員である者の任

期は、附則第3項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第13条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成21年条例第66号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第25号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第4条及び別表第2の改正規定は平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例第12条の規定による名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成28年条例第36号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例第12条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1

1 プラザ（分館を除く。）の施設の使用

使用区分			使用料の額			
			3時間	6時間	9時間	1日
プレイルーム			2,300円 (4,600円)	4,600円 (9,200円)	6,900円 (13,800円)	9,200円 (18,400円)
活動室A	区画しない場合		1,500円 (3,000円)	3,000円 (6,000円)	4,500円 (9,000円)	6,000円 (12,000円)
	区画する場合	第1室	750円 (1,500円)	1,500円 (3,000円)	2,250円 (4,500円)	3,000円 (6,000円)
		第2室	750円 (1,500円)	1,500円 (3,000円)	2,250円 (4,500円)	3,000円 (6,000円)
活動室B			900円 (1,800円)	1,800円 (3,600円)	2,700円 (5,400円)	3,600円 (7,200円)
ミーティングルーム			400円 (800円)	800円 (1,600円)	1,200円 (2,400円)	1,600円 (3,200円)
音楽スタジオ			2時間 300円（700円）			
備考						
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。						
(1) 3時間						
ア 9時30分から12時30分まで						
イ 12時30分から15時30分まで						
ウ 15時30分から18時30分まで						
エ 18時30分から21時30分まで						
(2) 6時間						
ア 9時30分から15時30分まで						
イ 12時30分から18時30分まで						
ウ 15時30分から21時30分まで						
(3) 9時間						
ア 9時30分から18時30分まで						
イ 12時30分から21時30分まで						
(4) 1日 9時30分から21時30分まで						
2 () 内の額は、第1条のプラザの設置の目的のため以外に使用する場合に適用する。						
3 附属設備の使用料の額は、附属設備の種類又は品目ごとに規則で定める額とする。						

2 分館の施設（宿泊室を除く。）の日帰り使用

使用区分		使用料の額					
		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	1日
体育 室	スポーツ又は レクリエーシ ョンに使用す る場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
プレイルーム		5,200円 (2,700円)	5,200円 (2,700円)	10,400円 (5,400円)	7,000円 (3,600円)	12,200円 (6,300円)	17,400円 (9,000 円)
第1活動室		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
第2活動室		1,800円	1,800円	3,600円	2,400円	4,200円	6,000円
音楽 室	第1音楽室	900円	900円	1,800円	1,300円	2,200円	3,100円
	第2音楽室	1,500円	1,500円	3,000円	1,900円	3,400円	4,900円
和室	第1和室 第2和室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第3和室 第4和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第5和室 第6和室 第7和室 第8和室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第9和室 第10和室 第11和室 第12和室 (1室につき)	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円

教室	第1教室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第2教室	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第3教室 (1室につき)						
	第4教室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円

備考

- 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - 午前 午前9時から午後0時30分まで
 - 午後 午後1時から午後4時30分まで
 - 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
 - 夜間 午後5時から午後9時まで
 - 午後夜間 午後1時から午後9時まで
 - 1日 午前9時から午後9時まで
- () 内の額は、附属の音響装置及び映像装置を使用しない場合に適用する。
- 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに市長が定める額とする。

3 分館の施設の宿泊使用

使用区分	使用者の区分	単位	使用料の額
宿泊室及びその他の施設（市長が別に定める学校に在学する者を除く。）	15歳以上30歳未満の者（中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）	1人1泊	600円
要と認めるものに限る。）	30歳以上の者	1人1泊	1,900円

備考

- 小学校就学の始期に達するまでの者及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者は、無料とする。
- 分館の施設の宿泊使用における宿泊室の使用は、午後4時30分から翌日の午前9時までとする。

別表第2

使用区分	使用料の額	
	1日1回	回数券
駐車場（1台につき）	300円	11回分 3,000円
		25回分 5,000円

備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。

○名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則

平成19年4月25日

規則第85号

改正 平成20年規則第112号

平成21年規則第4号

平成21年規則第72号

平成22年規則第37号

平成24年規則第74号

平成24年規則第95号

平成25年規則第69号

平成28年規則第20号

平成28年規則第96号

令和元年規則第11号

令和2年規則第123号

注 令和2年11月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。

2 市長は、条例第13条第3項の規定により、指定管理者に、別表第1に定める開館時間以外の時間及び同表に定める休館日に開館させようとする場合は、その旨を告示するものとする。

(分館の施設の宿泊使用)

第2条の2 名古屋市青少年宿泊センター（以下「分館」という。）の施設を宿泊使用することができる者は、5人以上の団体とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 分館の施設を宿泊使用する者は、午前9時から午後9時までに入退館しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、午後9時以後に入館し、又は午前

9時以前に退館することができる。

- 3 別表第1分館の項休館日の欄の規定にかかわらず、市長は、同欄第1号及び第2号に規定する休館日並びに12月29日の午前9時まで宿泊使用させることができる。

(使用許可申請の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定によりプラザの施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 集会又は入場予定人員
- (5) 特別の設備等の要否
- (6) 使用責任者の住所及び氏名
- (7) その他必要な事項

- 2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において、又は申請日から行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

区分		申請期間又は申請日
プレイルーム (分館を除く。)	1 青少年の団体が自らの活動の成果の発表のために使用する場合	使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下この表において同じ。）の属する月の前8月の初日以後
	2 この項第1号に掲げる場合以外に青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月の前2月の初日以後
	3 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前1月の初日以後
分館の施設（宿泊室及びその他の施設（市長が必要と認めるものに限る。）（以下	1 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事であって、条例第1条第1項のプラザの設置の目的のために使用する場合	使用しようとする日の属する月の前12月の初日から使用しようとする日の1週間前まで
	2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第	

下「宿泊室等」という。）に限る。）	1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設が使用する場合	
	3 青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月の前3月の初日から使用しようとする日の1週間前まで
	4 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前2月の初日から使用しようとする日の1週間前まで
その他の施設	1 青少年の団体が使用する場合（分館の施設を使用する場合を除く。）	使用しようとする日の属する月の前2月の初日以後
	2 その他の場合	使用しようとする日の属する月の前1月の初日以後

（使用期間）

第4条 プラザの施設の使用期間（同一人が同一施設を使用する場合に限る。）は、プレイルーム（分館を除く。）については引き続き7日以内、宿泊室等については引き続き4日以内、その他の施設については引き続き3日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（使用の許可）

第5条 条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可は、使用許可書を申請者に交付することによって行う。

（附属設備の名称及び使用料の額）

第6条 プラザの附属設備の名称及び使用料の額は、別表第2のとおりとする。

（駐車場の使用）

第7条 駐車場を使用する者（駐車時間が30分以内である者を除く。）は、駐車場の使用を終わった際に使用料を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に使用料を納付するものとする。

2 駐車場の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間と

する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

(1) プラザ（分館を除く。） 午前8時45分から午後9時35分まで

(2) 分館 午前8時30分から午後9時15分まで

3 回数券の様式は、市長が定める。

（使用料の減免）

第8条 条例第5条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催又は共催する行事に使用するとき。 使用料の全額（宿泊使用の場合にあつては、使用料の5割相当額（100円未満の端数は、切り捨てる。））

(2) 第4号に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者及びこれに同行する付添人（当該手帳等の交付を受けている者1人につき2人以内に限る。）が宿泊使用するとき。 使用料の全額

(3) 青少年のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の引率者が宿泊使用するとき。 使用料の8割相当額（100円未満の端数は、切り捨てる。）

(4) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合であつて、当該手帳等を係員に提示したとき。 駐車場の使用料の全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）

ケ 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

(5) その他市長が特別の事由があると認めたとき。 その都度市長が定める額

2 前項各号の規定（第4号を除く。）による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとする。

（使用料の還付）

第9条 条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することのできない事由によってプラザの施設を使用することができないとき。

(2) 使用者が許可を受けた使用の日（2日以上連続して使用する場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。）の前日までに使用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき。

2 前項に規定する使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号に当たるとき。 使用料の全額

(2) 前項第2号に当たるとき。 使用料の5割相当額（使用日の前7日までに使用の許可の取消しの申出があったときは、全額）

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書及び使用料の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

（特別の設備の設置等の承認）

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

（行為の禁止等）

第11条 プラザにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。

(2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(3) 承認を受けないで寄付金品の募集、サービス若しくは物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供を行うこと。

(4) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。

(5) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。

(6) その他プラザの管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用者が行う行事に参加する者（以下「参加者」という。）の安全確保の措置を講ずること。

(2) 参加者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

（立入り）

第12条 市長は、プラザの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（退館）

第13条 市長は、この規則に違反し、又は係員若しくは指定管理者若しくはその管理するプラザの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し、退館を命ずることができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（指定管理者の公募）

第15条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の概要

(2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 選定に参加する者に必要な資格

(5) 管理の基準

(6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(7) 管理業務に従事する者の配置の基準

(8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第12条第2項の規定によるプラザの指定管理者の指定の申請は、名古屋市青少年交流プラザ指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務に要する費用の見込額
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 プラザの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市子ども青少年局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(指定等の告示)

第18条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、プラザの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) プラザの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) プラザの使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項
(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) プラザの使用状況
- (3) プラザの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年7月7日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第3条、第4条、第7条第1項、第8条及び第13条の改正規定、別表を別表

第2とし附則の次に1表を加える改正規定、別表第2の表の前に次のように加える改正規定並びに別表第2に1表を加える改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第37号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第74号）抄

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は平成25年7月1日から、第3条の改正規定、第26条から第28条までを削る改正規定、第29条の改正規定及び同条を第26条とする改正規定並びに第30条を第27条とする改正規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第20号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第96号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第123号）

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表第1

名称	開館時間	休館日
プラザ（分館を除く。）	午前9時から午後9時30分 まで	1 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

		に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日 2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
分館	午前9時から午後9時まで	1 月曜日（祝日法による休日並びに名古屋市立の小学校の学年始、夏季、冬季及び学年末における休業日（以下「小学校の休業日」という。）を除く。）。 2 祝日法による休日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日法による休日並びに小学校の休業日を除く。）。 3 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表第2

1 プラザ（分館を除く。）の附属設備

品目	単位	使用料の額	備考
舞台・照明・音響装置	1式	3時間 1,000円	使用はプレイルームに限る。
音響装置	1式	2時間 500円	使用は音楽スタジオに限る。

2 分館の附属設備

品目	単位	使用料の額					
		午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	1日
グランドピアノ	1台	1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円
たて型ピアノ	1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円
16ミリ映写機	1台	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円
備考							
1 使用時間の区分は、次のとおりとする。							

- (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
- (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
- (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
- (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
- (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
- (6) 1日 午前9時から午後9時まで

2 ピアノの調律及び16ミリ映写機の操作は、使用者の負担とする。

別記様式

名古屋市青少年交流プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

申 請 者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号		
	種 別	☐ 法人(種類) ☐ 法人以外の団体			
併 せ て 提 出 す る 書 類	1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況のわかるもの 4 その他()				
備 考					

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。